政　令

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百八十八号

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）第二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（法第二十九条第二項の政令で定める期間）

第八条　法第二十九条第二項の政令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる駐留軍用地跡地について、同表の下欄に掲げるとおりとする。

駐留軍用地跡地	期間
平成二十二年七月三十一日にアメリカ合衆国から返還を受けたキャンプ瑞慶覧の区域	二年

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百八十九号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二第十四号を次のように改める。

十四　ガラス製品（鉛ガラス製のものであつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）

別表第二の二第二十三号を次のように改める。

二十三　乗用自動車及び雪上走行用に特に設計した車両（雪上走行用に特に設計した車両にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）

別表第二の二第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二　運動用具並びにその部分品及び附属品（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　林　幹雄
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

内閣官房令

○内閣官房令第二号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第八号までを二号ずつ繰り上げる。

附　則

この内閣官房令は、平成二十八年四月一日から施行する。

府　令

○内閣府令第三十四号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十二条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項第一号中「第十二条第六項」を「第三十三条第六項」に改める。

第十一条の見出し及び第一項中「公園・まちづくり調整官」の下に「、港湾空港情報管理官」を加え、「適正業務管理官、港湾空港情報管理官」を「適正業務管理官、総括技術検査指導官」に改め、同条中第十七項を第十八項とし、第十三項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、第十二項の次に次の一項を加える。

13　総括技術検査指導官は、開発建設部の所掌する直轄事業に係る検査（港湾空港情報管理官の所掌に属するものを除く。第七十一条において同じ。）を行い、及び技術検査官の事務を統括し、並びに開発建設部の所掌事務のうち、次に掲げる事務を整理する。

一　直轄事業に係る土木施工に関する安全管理（港湾建設課及び空港整備課の所掌に属するものを除く。）に係る企画及び立案並びに調整に関すること。

二　公共工事に係る土木技術者の養成及び土木技術の向上に関する事務に関すること。